



主要国へのフライト & ビザ情報 (欧州)



※2021年6月16日 10時更新

※更新情報は赤字で記載しております。転載禁止。

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
イギリス	<p>ロンドン線 JAL 羽田→ロンドン: JL041水・金・日運航 (9月30日まで、8月18日運休) JL043毎日運航 (9月30日まで) (羽田発着) ロンドン→羽田: JL042 水・金運航 (6月1日～8月31日※8月18日運休)、水・金・日運航 (9月1日～30日) 水・金運航 (7月1日～8月31日、8月18日運休) ※5月1日～5月31日運休 JL044 毎日運航 (9月30日まで)</p> <p>ANA :羽田→ロンドンNH211 月・水・金・土曜運航 (9月末まで) ロンドン→羽田 NH212 月・水・金・土曜運航 (9月末まで、7月18日、25日運航)</p> <p>ブリティッシュエアウエイズ(BA) :ロンドン→羽田BA005 6月30日まで運休 7月1～30日まで毎日運航 BA007 7月30日まで運休 :羽田→ロンドンBA006 7月1日まで運休 7月2～31日毎日運航 BA008 7月31日まで運休</p> <p>1. 英国への渡航前にすべきこと(イングランド) (1)渡航前検査の受験について イングランドへ渡航するためには、英国市民を含め、イングランドへ出発する前の3日以内に受験した検査の陰性証明書が必要となります。例えば、金曜にイングランドへ直接渡航する場合、火曜、水曜又は木曜に受験しなければなりません。どのような職業や場合が免除に該当するかは、次の「免除に該当する職業」を確認してください。 (https://www.gov.uk/government/publications/coronavirus-covid-19-travellers-exempt-from-uk-border-rules) (2)旅行検査パッケージの予約について 全ての渡航者は旅行検査パッケージ(210ポンド)を予約し、2日目又はそれ以前に、及び8日目又はそれ以降に検査を受検しなければなりません。 8日目の検査で陰性の結果を得て、かつ10日間の隔離が完了するまでは、隔離を終了することはできません。この検査を受けない場合、最大2000ポンドの罰金が課されます。いずれかの検査結果が陽性の場合、検査の日から10日間は隔離を続けなくてはなりません。 (3)到着時に隔離場所に関する詳細の提示について イングランドへの到着前の48時間以内に、行程、連絡先、隔離場所の住所等を乗客追跡フォーム (passenger locator form) に入力する必要があります。(※乗客追跡フォームについては、次のリンク先をご覧ください) https://www.gov.uk/provide-journey-contact-details-before-travel-uk その際、同フォームには旅行検査パッケージの予約参照番号を記入しなくてはなりません。これらの情報は到着時に入国管理官から提示を求められる可能性があります。乗客追跡フォームに誤った情報や故意に誤解させる情報を記載した場合、禁固刑に処される可能性があります。英国到着の直近10日間の訪問国に関する正確な情報を提供しない場合、最大1万ポンドの罰金、最大10年の禁固、又はそれらの両方を課される可能性があります。また、隔離に関する規則に違反した場合、最大1万ポンドの罰金が課されます。</p> <p>2. 到着後10日間の隔離について イングランドへの到着者は、隔離場所に直行し、10日間が経過するまでその場所を離れてはいけません。隔離期間は到着したその日から開始し、到着日から10日間の経過をもって終了します。隔離規則を遵守しなかった場合は最大1万ポンドの罰金が課される可能性があります。</p> <p>3. 隔離場所への移動について イングランドに到着した後、隔離を行う滞り場所へ直行しなくてはなりません。その他の移動手段が無い場合に限り、公共交通機関の利用が可能です。イングランドへの渡航中にコロナウイルスの症状が出た場合、航空機等の乗務員にその旨を告げる必要があります。彼らが空港等の職員に連絡し、到着時にどうすればいいかを渡航者に連絡します。もし隔離宿泊施設までの移動が長距離に及ぶ場合、その移動途中で他の者から自身を隔離できる施設であれば宿泊することができます。</p> <p>4. 隔離の早期終了 隔離開始から5日目に隔離を早期終了することができるかを確認する検査を受けることができます (Test to Release制度)。この検査を受けた場合でも、2日目又はそれ以前に、及び8日目またはそれ以降に旅行検査パッケージで定めた検査を受検しなければなりません。 Test to Release制度の詳細については、次のリンク先を参照してください。 https://www.gov.uk/guidance/coronavirus-covid-19-test-to-release-for-international-travel</p>	6月22日より日本のビザセンター開館

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
イギリス2	<p>5. 隔離終了 8日目の検査結果が陰性であり、且つ満10日間の隔離を行った後に隔離を終了することができます。また、Test to Release制度を利用して5日目の追加検査を受検した場合も隔離を終了することができます。隔離を終了した場合でも、全国的な制限措置は遵守しなければなりません。</p> <p>スコットランド 外国からスコットランドに入るすべての者は、同政府の指定する宿泊施設において10日間の自己隔離が義務づけられ、宿泊に要する経費を自己負担することが求められます。</p>	

※流動的情報のため、最新情報は必ずご確認ください。

※記載のない国は弊社担当者へお問い合わせください。

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在日大使館管轄/日本国籍)
オランダ	<p>JAL : 直行便なし ANA : 直行便なし KLMオランダ航空 (KL)</p> <p>: 成田発着 2021年3月28日～2021年8月29日</p> <p>■KL862便 東京(成田)発 10:20 アムステルダム着 15:00</p> <p>7月4日まで 週5便 月,水,金,土,日 7月5日～7月11日 週5便 月,火,水,金,日 (7月05,06,07,09,11日) 7月12日～7月18日 週6便 月,火,水,金,土,日 (7月12,13,14,16,17,18日) 7月19日～7月25日 週4便 火,水,金,日 (7月20,21,23,25日) 7月26日～8月1日 週5便 月,水,木,金,日 (7月26,28,29,30日,8月1日) 8月2日～8月8日 週5便 月,火,木,土,日 (8月02,03,05,07,08日) 8月9日～8月15日 週7便 月,火,水,木,金,土,日 (8月09,10,11,12,13,14,15日) 8月16日～8月22日 週5便 月,火,水,木,土 (8月16,17,18,19,21日) 8月23日～8月29日 週5便 火,木,金,土,日 (8月24,26,27,28,29日)</p> <p>■KL861便 アムステルダム発 14:35 東京(成田)着 08:35(翌日)</p> <p>7月4日まで 週5便 火,木,金,土,日 7月5日～7月11日 週5便 月,火,木,土,日 (7月05,06,08,10,11日) 7月12日～7月18日 週5便 月,火,木,金,土 (7月12,13,15,16,17日) 7月19日～7月25日 週5便 月,火,木,土,日 (7月19,20,22,24,25日) 7月26日～8月1日 週5便 火,水,木,土,日 (7月27,28,29,31日,8月1日) 8月2日～8月8日 週5便 月,水,金,土,日 (8月02,04,06,07,08日) 8月9日～8月15日 週7便 月,火,水,木,金,土,日 (8月09,10,11,12,13,14,15日) 8月16日～8月22日 週5便 月,火,水,金,日 (8月16,17,18,20,22日) 8月23日～8月29日 週5便 月,水,金,土,日 (8月23,25,27,28,29日)</p> <p>EU・シェンゲン域外からオランダに渡航する場合、オランダ政府が指定する安全国※（日本は2021年6月10日に安全国に指定されました。）からの渡航者を除き、入国制限措置の対象となるため、滞在許可を持つ方や特定の職業の方など入国制限の例外となる方以外はオランダに入国することはできません。日本からの渡航者は、入国制限の対象とはならないため、通常の入国審査を受けて入国することが可能です。 ※安全国のリストは以下のホームページでご確認ください。 https://www.government.nl/topics/coronavirus-covid-19/visiting-the-netherlands-from-abroad/eu-list-of-safe-countries</p> <p>日本から渡航する場合は、陰性証明の取得及び入国後の自己隔離は不要です。</p>	<p>■査証 EUの渡航禁止が自国に対して解除された場合は、全てのビザカテゴリの申請が可能。渡航禁止が解除されていない場合は、免除カテゴリに該当する場合にのみ申請可能。 (免除カテゴリは下記リンクからご確認ください) https://www.government.nl/topics/coronavirus-covid-19/visiting-the-netherlands-from-abroad/exemptions-to-the-entry-ban</p> <p>長期滞在資格の申請手続きは全てオランダ側で行われている。 ※6月22日在日オランダ大使館情報</p> <p>オランダ入国管理局 (IND) での申請となる為、直接にINDに連絡し、確認する必要がある。 ■URL : www.ind.nl/en</p> <p>■入国に関するご案内 https://www.netherlandsandyou.nl/travel-and-residence/visas-for-the-netherlands/qas-travel-restrictions-for-the-netherlands</p>

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
スペイン	<p>JAL : 直行便なし ANA : 直行便なし イベリア航空(IB) : 6月30日まで運休 入国制限解除対象国・地域 (※2021年5月21日付改訂によって日本は対象国となりました。(対象は「居住者 (residentes)」であり「国籍」ではありませんので、ご注意ください。)) 豪州、イスラエル、日本、ニュージーランド、ルワンダ、シンガポール、韓国、タイ、英国、中国、香港、マカオ (中国、香港、マカオは相互主義を条件とする。) (注) ただし、当該対象国の居住者であっても、(a)対象国たる居住国から直接到着する場合、(b)他の対象国のみを経由し到着する場合、又は、(c)非対象国の空港で (当該非対象国に上陸せず) 乗継ぎを行い到着する場合、にのみ入国が許可される旨が明記されておりますので、ご注意ください。</p> <p>空港及び港湾からスペインに入国する全ての者に対して、ア 申告書の提出、イ 検温、ウ 目視によるチェック、が引き続き実施されます。(※日本からスペインへ入国する場合も対象) <保健省規則のリンク> https://www.boe.es/boe/dias/2020/11/12/pdfs/BOE-A-2020-14049.pdf ア 申告書の提出 (ア) スペイン国外の空港又は港湾からスペインに入国する全ての者は、スペインに向けて出発する前に、保健省の専用ページ「https://www.spth.gov.es/」又は専用の無料アプリ「SPAIN TRAVEL HEALTH-SpTH」に表示されるフォーマットに電子的に記入し、提出する必要があります (フォーマットは、上記リンクの7~10ページ目に定められています (人定事項や健康状態を問う内容))。提出後、QRコードが送付されますので、入国時に (11月23日以降はスペイン行きの出発地において航空会社から) 提示を求められます。なお、電子的に記入することが難しい方は、紙での提出が認められます。 ●スペイン旅行前健康状態申告システムについて</p> <p>(イ) なお、官報では、スペインに入国する全ての者と記載されていますが、空港管理会社 (AENA) や航空会社によれば、EU・シェンゲン域外国居住者が、スペインへの入国無しで、乗り換えのみでシェンゲン域外国 (英国等) へ移動するトランジットの場合であっても申告書の提出が求められており、出発時の空港カウンターでのチェックインの際にも、申告の有無がシステムでチェックされているとの情報がありますので、スペインに入国しないトランジットのみの場合でも、念のため上記 (ア) の手続を行うことをお勧めします。 <保健省の専用ページを通じた申告手続きの流れ (アプリも同様) > https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100071248.pdf</p> <p>イ 検温 検温は、非接触型の体温計又はサーモグラフィカメラにより行われます (個人のデータ及びカメラの画像は保存されません。)</p> <p>ウ 手続きを通じて新型コロナウイルスの感染が疑われる場合。 検温で37.5度以上が検知された場合、又は、申告書若しくは目視により感染が疑われる場合、追加の診断 (追加の検温、健康状態のチェックを含む) が行われます。追加の診断でも感染の疑いが残る場合は、医療機関への搬送に移る可能性があります。 <保健省規則のリンク> https://www.boe.es/boe/dias/2020/11/12/pdfs/BOE-A-2020-14049.pdf</p> <p>《重要》カナリア州における宿泊時の新型コロナウイルス陰性証明書の提示について https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100112910.pdf</p>	<p>(駐日スペイン大使館) ビザ申請再開 (但し、通常よりかなり時間を要する)。 領事部の窓口対応時間は月曜日から金曜日9時半から12時半、14時から15時 日本当局の勧告に従い、マスク着用の義務とソーシャルディスタンスの心がけが要請されている。</p>

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
ドイツ	<p>フランクフルト線 JAL : 成田発着便 4月～9月: JL407→水・金・日曜運航 JL408→水・金・日曜運航</p> <p>ANA 羽田発着便 3月～9月30日: NH223/224→運休 (NH223便: 8月9・10日、NH224便: 7/18・20・25のみ運航)</p> <p>NH203/204→毎日運航</p> <p>ルフトハンザ(LH): ~6月29日: LH716 (羽田行き) →火・木・土曜以外運航 ~6月30日: LH717 (フランクフルト行き) 火・金・日 曜運航 (各週3便) 7月1日～LH716、7月2日～LH717 → 毎日運航予定</p> <p>ミュンヘン線 ANA : 9月30日まで運休</p> <p>ルフトハンザ(LH): 羽田発着便 現在～7月31日 LH715 (ミュンヘン行き) /LH714 (羽田行き) →運休 8月1日～ LH715→月・水・土曜 LH714→水・金・日曜 (各週3便) 運航予定 ※オリンピック期間中、LH715→8月8・10日、LH714→8月7・9日に追加運航予定</p> <p>デュッセルドルフ線 ANA : 9月30日まで運休</p> <p>※政府からの日本入国旅客数の制限指示に基づき、日本着便の新規予約を一部停止中</p>	
	<p>2021年6月4日, EU理事会の勧告を受け, ドイツ連邦政府は日本に対する入国制限を解除する旨発表しました。</p> <p>6月6日より, 日本からの渡航者 (短期渡航者, 長期滞在者) は, 従前どおりドイツに入国することが可能となりました。</p> <p>入国が許可されるかどうかは, 国籍ではなく, 渡航者の入国前の滞在地在が基準となります (単なる通過ではなく, 滞在許可を所持するなどして, 少なくとも過去6か月間滞在していること)</p> <p>ただし, 日本からドイツへの渡航にあたっては, 抗原検査の場合、ドイツ入国前48時間以内, またはPCR検査の場合、ドイツ入国前72時間以内に実施したコロナ検査の陰性証明書が必要となります (ドイツでの入国を伴わないトランジットエリア内での乗り継ぎは除く。6歳未満を除く)。</p> <p>なお, ワクチン接種証明書又は快復証明書の所持者はコロナ検査の陰性証明書は免除されます</p> <p>なお, 6月15日現在, 日本はリスク地域に指定されていませんので, 日本からの渡航にあたって, 登録義務, 隔離義務はありません。</p> <p>●入国制限, 検査及び検疫措置にかかる情報 (ドイツ連邦外務省) https://www.auswaertiges-amt.de/de/quarantaene-einreise/2371468#content_0</p> <p>●日本大使館 https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html</p>	<p>※現在, 入国制限が解除された為, 日本国籍を有する人は, ビザ無しでドイツに入国した後に滞在許可を申請することができます。</p> <p>1. 家族呼び寄せのためのビザ (滞在許可) 申請</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専門人材移民法 (一括法) の定義による「雇用契約を有する専門技能者」 2 「研究者」 3 「派遣」および「幹部・専門家に限定した企業内転勤 (ICT)」 4 「幹部」 5 「IT専門家」 6 「特別な公共的利益のための就労」 <p>3. 就学ビザ (滞在許可) 申請</p>

※流動的情報のため、最新情報は必ずご確認ください。

※記載のない国は弊社担当者へお問い合わせください。

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
フランス	<p>ハリ線 JAL : 羽田発着便 火・水・金・土・日運航 ※8月9日も運航 (9月30日まで)</p> <p>ANA : 羽田発着便 水・土曜運航 (9月30日まで)</p> <p>: 成田発 火・金・日曜運航 (10月29日まで) 成田着 月・木・土曜運航 (10月30日まで)</p> <p>エールフランス (AF) : 羽田発 月・木・土曜運航 (6月21日～7月3日まで) 月・火・木・土・日曜運航(7月5日～10月30日まで)</p> <p>: 羽田着 水・金・日曜運航 (6月20日～7月4日まで) 月・水・金・土・日曜運航(7月5日～10月30日まで)</p> <p><必要書類></p> <p>(1)国際移動理由証明書 (Attestation pour un voyageur en provenance d'un pays exterieur a l'espace europeen) →2021/03/21～不要</p> <p>(2)フライト72時間前以内のPCR検査陰性証明書 (11歳以上のみ。乗り換えがある場合は最初のフライトの72時間前以内)</p> <p>※ワクチン接種済みに該当する方はPCR検査の陰性証明書は不要です。</p> <p>(3)誓約書 (Declaration pour voyageur)</p> <p>※仏に到着後の自主隔離：必要なし。(ワクチンの接種の有無にかかわらず) →6/9からのフランス出入国制限措置の緩和により。</p> <p>上記(1)・(3)は、フランス内務省のサイトからひな形がダウンロード可。</p> <p>フランス内務省ウェブサイト： https://www.interieur.gouv.fr/Actualites/L-actu-du-Ministere/Attestation-de-deplacement-et-de-voyage</p> <p>■フランス全土で18時から翌6時までの夜間外出禁止を実施中。該当時間内の移動には「特例外出証明書」と各理由を証明する書類を携行。</p> <p>■シェンゲン圏の他国に渡航する旅行者は、当該国での滞在が許可されるのか、入国および滞在の条件について事前に確認が必要。</p> <p>※在日フランス大使館サイト：https://jp.ambafrance.org/article16328</p> <p>※在フランス日本国大使館サイト：https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/oshukarafranceniyukoku202101.html</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により滞在ビザの発給に関しては、以下の項目に制限。項目に該当する申請予定者に限って予約を取ることが可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生およびテスト生 (短期および長期滞在) ・就労目的の長期滞在者 (3か月以上) ・長期滞在者の同行家族 (3か月以上) ・フランスへの再入国者 (Visa de retour) <p>ワーキングホリデービザも上記項目に該当しないため、申請を受け付けていない。 https://jp.ambafrance.org/article15891</p>

※流動的情報のため、最新情報は必ずご確認ください。

※記載のない国は弊社担当者へお問い合わせください。

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
ベルギー	<p>JAL : 直行便なし ANA : NH231 毎週土曜運航 (9月末まで) ※8月9日、9月2、6日運航 : NH232 毎週土曜日運航 (9月末まで) ※7月7、14、21日、8月17日運航</p> <p>(1)必要不可欠性の証明書 (Essential Travel Certificate) 取得方法 在日ベルギー大使館にEメール(送付先アドレス: tokyo.visa@diplobel.fed.be)にて、以下の内容・添付ファイルを送付して下さい(無料)。 ■メールに記載頂く必要のある内容 ・渡航者の氏名、生年月日・渡航日程・渡航の主な理由 (渡航理由についての関係な説明もあわせて。) ・(携帯)電話番号 ■メールに添付する必要のある書類 ・スキャンされたパスポートの写し・スキャンされた補強文書の写し・航空券のEチケットの写し (既に所持している場合)</p> <p>(2)渡航者位置特定フォーム (PLF) 全ての渡航者の義務。下記提携書式 ・英語: https://travel.info-coronavirus.be/public-health-passenger-locator-form ・仏語: https://travel.info-coronavirus.be/fr/public-health-passenger-locator-form</p> <p>(3)日本出発前のPCR検査 ・ベルギーに非居住者で6歳以上の渡航者には義務。 ・ベルギー居住者には取得を推奨。</p> <p>(4)ベルギー到着後のPCR検査 ・ベルギー居住者は、検疫隔離の1日目と7日目の受検が義務。 ・ベルギー非居住者は、検疫隔離の7日目に受検が義務。</p> <p>(5)検疫隔離 (7日間) ※検疫隔離とPCR検査受検義務は、4月19日からベルギーでより厳格に施行されており、これら義務を尊重しない者には、少なくとも250ユーロの罰金が科せられます。</p>	<p>結婚または法的同居を宣言することを視野に入れているCビザ、ロングステイのためのDビザの申請が再開されました。</p>

※流動的情報のため、最新情報は必ずご確認ください。

※記載のない国は弊社担当者へお問い合わせください。

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
ロシア	<p>モスクワ線 JAL : 5～9月 羽田発/毎週木曜のみ運航 (JL049) モスクワ発/毎週金曜のみ運航 (JL040) ANA : 9月末まで運休</p> <p>ウラジオストク線 JAL : 8月末まで運休 ANA : 9月末まで運休</p> <p>11月1日より、日本に在住する日本国籍および外国人(大使館に確認要)はすべてのカテゴリーのビザでロシア入国が可能。 ※APECトラベルカード所持者(裏面に「RUS」記載があるもの)も緩和措置の対象</p> <p>全ての外国人は、ロシアでのトランジットを含め、ロシア領内を目的地とした国際航空便に搭乗するに当たり、また、ロシア国境を通過するに当たり、ロシアへの渡航直前3日以内に受けたPCR検査の結果としてコロナ陰性であることを証明する文書(ロシア語又は英語のもの)を所持することが必要となる(※指定フォーマットはないものの、陰性証明書に検査機関の押印がないものは認められない場合がある。)。さらに、労働活動のためにロシアに到着する外国人については、1.4日間の自己隔離を実施する義務がある。</p> <p>(4月22日時点での定期便再開国) アゼルバイジャン、アラブ首長国連邦、アルメニア、インド、ウズベキスタン、英国、エジプト、エチオピア、カザフスタン、カタール、韓国、キルギス、ギリシャ、キューバ、シリア、シンガポール、スイス、スリランカ、セイシェル、セルビア、タジキスタン、タンザニア、ドイツ、トルコ、日本、フィンランド、ベネズエラ、ベトナム、モルディブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ロシア当局は、日本国籍者のロシア入国を日本直行便に限定して認めていましたが、今般、これが緩和され「定期便再開国リスト」に掲載されている国からの入国も可能となりました。 ●これにより、上記リスト掲載国を経由したロシア入国や、ロシアから上記リスト掲載国との間の往復も可能となりますが、これらの措置はそれぞれの国の感染状況によって、定期便の一時停止や検疫の強化が急に決まる恐れがありますので、利用にあたっては十分にご注意ください。 ●疫手続きや自己隔離措置については引き続き維持されます。また、入国する外国人に対しては無作為抽出による検査が導入されますので、空港係官の指示があったら、それに従ってください。 	11月1日以降、すべてのカテゴリーのビザ申請可能。

※流動的情報のため、最新情報は必ずご確認ください。

※記載のない国は弊社担当者へお問い合わせください。